

会報

いしかわ

1997. 2月. No. 21



羽咋おいでまつり



石川県行政書士会

## 目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
士業団体協議会	3
規制緩和（金沢一日行革委員会）	6
支部だより	9
日行連だより	10
意見箱のコーナー	11
ふるさと再発見	13
石坂県と懇談	15
会務報告	16
会務日誌	18
編集後記	19

### 表紙写真

「おいでまつり」

氣多大社。神馬、神職、御輿、錦旗、太鼓など約50名の行列が、  
口能登2市2郡300kmを古式豊かに一巡



## 年頭にあたって

会長 藤井國穂

97年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

常日頃、役員並びに会員各位の方々には一方ならぬお世話をいただき誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。また、関係各位の方々のご協力に対してもお礼を申し上げますとともに、今年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

昨年、行政書士法の改正を目指し運動を続けて参りましたが、国会の会期切れと諸般の事情から実現しなかったことについて、非常に残念な思いをしております。法改正の成立に期待を寄せられ、ご支援をいただいた会員諸兄の皆様方に心からお詫び申し上げます。今後も更に引き続き粘り強く運動を展開して参りたいと思いますので、皆様方の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年、ワープロ、コンピューター、ファクシミリ等のOA機器を駆使しなければ業務がこなせない会員事務所が多くなっているのではないかと思います。更に、インターネットにホームページを開設する行政書士が50～60人と、開設当初の10倍以上に増えているという話も聞いております。このように高度情報通信化の波が押し寄せており、政府においても高度情報通信社会推進本部の決定を受けて、官公署に提出する書類の75%が、平成11年までに電子化されることが見込まれております。この業務に携わる我々行政書士にとって早急な対策をとることが求められており、こうした事態に対応すべく、連合会では高度情報通信社会対策委員会が設置され、電子化申請等の諸問題に取り組んで行くことになっております。当然、本会としても何らかの対応をすべく、中部地方協議会の主催で関連の研修会を開催する計画を鋭意進めております。また、許認可の有効期限を現行の最低2倍に引き上げることも検討されており、我々にかかる状況が急速に変化を遂げております。

今後、具体的には建設業許可関連の変更届の提出の徹底、経営事項審査申請業務の受託、行政書士制度のPR等を中心に事業活動を展開し、行政書士を取り巻く環境の厳しさに対処して参りたいと思います。

最後になりましたが、会員各位のご多幸ご健勝を心からご祈念申し上げますとともに、本年も本会の運営に対して一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とします。



## 年頭のあいさつ

石川県知事 谷本正憲

新春に当たり、石川県行政書士会の会員の皆様の御健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来、約半世紀にわたり充実、発展を遂げ、今日、行政書士は地域住民と行政との懸け橋として、また、身近な相談相手として住民の信頼を得ているところであります。

これも、行政書士会並びに会員の皆様方が、県民からの様々な相談や書類の作成、提出等に御尽力された賜物と深く敬意を表する次第であります。

さて、20世紀の終わりを4年後としている現在、国際化、高度情報化、少子化、高齢化など著しい社会経済情勢の変化が見られ、規制緩和、地方分権の推進などの動きにより、諸制度の見直しを求める声が強くなってきております。行政でもこのような時代の潮流に的確に対応していくことが必要となっております。

このため、石川県では、昨年9月に「個性、交流、安心のふるさとづくり」を目標とする石川県新長期構想「世界に開かれた文化の国づくり構想」を策定し、その実現に向けて全力を傾けて取り組んでいるところであります。

この構想を着実に前進させ、県勢の発展と県民福祉の増進を図るには、県民の理解と協力はもとより、県民と行政をつなぐ行政書士の皆様の役割は大変重要であると考えておりますので、今後とも一層のお力添えをお願いする次第であります。

どうぞ、会員の皆様には、今後とも時代に対応した業務の改善に努められますとともに、県民の需要に沿ったサービスの充実等に励まれますよう期待をいたしております。

終わりに当たり、石川県行政書士会のますますの御発展と会員各位の御多幸を心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



# 特集 “士業団体協議会設立”

昨年11月28日、金沢市のホテルに於いて「石川県士業団体協議会設立式典」が行われた。

堀内昭夫社会保険労務士会々長の設立発起人の挨拶、久保均司法書士会々長の経過報告にはじまり、藤井國穂行政書士会々長の議長により、設立総会が行われた。「会則」「事業計画」「当協議会運営を各団体輪番にすること」が審議成立した。初年度は社会保険労務士会が当番となり、行政書士会は次年度が当番年となることに決定した。



なお、設立趣旨及び構成9団体は下記の通り。

## 「設立趣旨」

私ども石川県内の下記9団体は、団体相互の自主性と特性を尊重し、互いに交流を通じて理解と提携をなし、もって各団体の社会的使命の達成をより一層図り、石川県民の福利に寄与することを目的として「石川県士業団体協議会」を設立することとする。



## 「構成団体」

- 金沢弁護士会
- 弁理士会
- (社)日本不動産鑑定協会北陸会石川県部会
- 石川県土地家屋調査士会
- 日本公認会計士会北陸会
- 北陸税理士会石川県支部連絡協議会
- 石川県社会保険労務士会
- 石川県司法書士会
- 石川県行政書士会

(以上9団体)

なお、去る1月22日午後6時から石川県厚生年金会館において全9士業代表者の出席で、第1回の例会が開催されました。当会から、藤井会長、茅野副会長が出席し、同協議会の活動について建設的な意見を提案しました。「団体相互の実状を知るための資料を作成し、各団体に送付すること」が全士業会一致賛同致しました。

# 行政書士、司法書士、弁護士…

9月20日「土」が連休

複雑な相談も任せで

## あす 県士業団体協を結成

石川県行政書士会や県司法書士会、金沢弁護士会など「士」がつく県内九団体が二十八日、県士業団体協議会を設立する。県民からの相談が年々複雑になり、一団体では処理できないケースが増えているため九団体が結束し、総合的な知識を提供する無料のようす相談会を定期的に開催する計画である。

協議会に参加するのは、  
県行政書士会、県司法書士会、  
県社会保険労務士会、  
県土地家屋調査士会、金沢  
弁護士会、日本公認会計士  
協会北陸会県部会、日本不  
動産鑑定協会北陸会県部  
会、弁理士会北陸委員会、  
北陸税理士会県支部連絡協  
議会の九団体。

各団体によると、九団体  
は個別に電話や直接による  
無料相談会を開き、それぞ  
れ専門家が一般からの相談  
に応じている。しかし最近  
の相談は、相続問題に税金  
対策や不動産評価額の鑑  
定が絡むケースや、会社  
設立に関する税金、労務  
問題など一団体では即答  
できない内容が急増して  
いる。このため、「相談が  
たうい回しのよつな状態に  
なっている」(関係者の一  
人)ほか、県民からは「だ  
れに相談していいか分から  
ない」との声も聞かれて  
いた。

九団体では敷居の高さを  
解消する意味も込めて、県  
士業団体協議会を設立す  
る。将来的には一人の相談  
者に対し、数人の専門家が  
一度に解決に当たる相談の

場を設けるアイデアも出さ  
れている。資格者が少ない  
都心部以外の住民への相談  
業務の充実や情報交換、団  
体相互の講師の派遣も今後  
検討する。

石川県行政書士会や県司法書士会、金沢弁護士会など「士」がつく県内九団体が二十八日、県士業団体協議会を設立する。県民からの相談が年々複雑になり、一団体では処理できないケースが増えているため九団体が結束し、総合的な知識を提供する無料のようす相談会を定期的に開催する計画である。



## “士業団体協議会 設立にあたって”

会長 藤井國穂

石川県士業団体協議会が平成8年11月28日設立総会で設立されたことは皆様方もご存じのことと思います。設立までの経過について簡単に説明したいと思います。

事の発端についてですが、各士業の定時総会に他の士業の代表者をそれぞれご招待する訳ですが、総会が終了すればそれで終わりになります。それでは極めて儀礼的な交流しか出来ず、折角顔を合わせても何の意味もないのではということになり、何らかの会合をもってはどうかということで平成3、4年頃に司法書士会、労務士会、税理士会、行政書士会が呼び掛け人となり、当初は8士業で士業懇談会という形でスタートしたと聞いています。



その後、持ち廻りで当番会を決め年に2回程度会合を開き、各士業の意見・情報交換を行っていました。会合を重ねるうちに、このままでは何の発展もなくマンネリに陥るのではないかという懸念から組織立てて何か事業が出来ないかということになり、最後の9士

## 団体協議会設立記念バ-



業目の調査士会の加入を待って設立に漕ぎ着けた訳です。

士業団体協議会は、規約こそ有りますが、緩やかな組織として発足しました。事業の内容についてもこれと言ったものは、決まっておらず、暗中模索の段階です。士業合同の無料相談会の開催、士業間の研修の交流、業界問題等種々あるとは思いますが、決まっておりません。今後、年2回開催される定例会において協議を重ねていく予定であります。

最初の輪番団体は労務士会と決まっていますが、今年の7月以降は我々行政書士会が輪番団体となることになっており、実質的な協議会の運営がスタートすることになる訳です。協議会が、形だけのものに終わるのか、或いは、実りある果実を生み出すのかは、行政書士会がどのような運営をするのかにかかると思います。会員の皆様方には、この協議会の発展のために一層のご支援とご協力をお願いしたいと思います。

# 「規制緩和は国民の利益」

—— 金沢一日行革委員会での提言 ——

金沢支部 的場晴次

官公署へ提出する許認可申請を主な業務と致します行政書士の立場から、規制緩和に関する意見を述べたいと思います。その第一は昨年の規制緩和白書のまえがきに「我が国の経済社会を国際的に開かれたものとし」と書かれており、日本の国際化が強調されておりますが、外国人の日本への入国を認める入管難民法の規制は日本の国際化を促進するために大きな障害となっていると言わざるを得ません。入管難民法の規定は規制緩和及び行政手続法の対象から除外されていると聞いておりますが、これは国策として疑問を持たざるを得ません。日本の国際化を促進するには、入管難民法に定められた外国人の在留資格及び在留期間の厳しい制限を緩和することが是非とも必要であると思われます。例えば、21世紀までに留学生を10万人に増やそうとの計画があり、現在6万人余りの留学生が日本で学んでおります。しかし、留学生が大学を卒業して日本で就職する数は平成7年では2,390人にしかすぎません。なぜ日本における留学生の就職が少ないかと言えばそれは入管難民法の厳しい規制にその原因があると思います。例えば、日本で通訳又は語学の指導の職業に就職する場合は入管難民法の規定では企業は月額25万円以上の報酬を支払わなければなりません。日本人の大学卒業の新入社員でも初任給は20万円前後です。月額25万円の規制に阻まれて就職を断念して帰国した留学生の話を私は留学生協会で聞きました。日本の国際化を促進するためにも或いは日本人の高年齢化、若年労働者の減少が明確な21世紀の日本のためにも、せめて留学生が日本で就職しやすいように在留資格及び在留期限の規制緩和を是非進めていただきたいと思います。

次に建設業法の規制緩和について述べてみたいと思います。建設業法は建設工事の発注者の保護及び公共の福祉の増進に寄与することを目的の一つとしており、そのため建設業を営もうとする者は建設大臣か都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。規制緩和により建設業の許可申請手続きは許可期限が3年間から5年間へと延長される等一部緩和され、建設業者及び役所の事務手続きの合理化には多少は貢献しているとは思いますが、必ずしもそのことが国民の利益に還元されているとは言えません。例えば許可を受けた建設業者を信頼して工事を発注した発注者つまり消費者がその信頼を裏切られて欠陥住宅や手抜き工事で被害を被っているケースがあとを絶たないことがその証明と言えます。このような不良業者の排除を目的として建設業法では建設業許可申請書及び決算報告書の提出を義務付けており、国民にその内容を自由に閲覧することを認めております。建設業許可申請書には経営者の経歴、技術者の資格、取引金融機関等が記載されており5年間の許可期間中に変更があればその都度そ

## 規制緩和

の変更届の提出が義務付けられております。しかも、平成6年の建設業法の改正の時には参議院では「許可有効期間の延伸を行なうについて、一般国民消費者の業者選択などに支障が生じないよう、閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行なうこと。」との付帯決議がなされております。特に、毎年度の決算報告書を含む変更届の提出の義務付けは消費者が信用のおける建設業者を選別する重要な手段となります。



しかし、石川県をはじめとして多くの都道府県では事務の煩雑さを理由に建設業者にはこの届出書の提出を徹底しておりません。そのため発注者である国民が契約しようとしている建設業者が、信頼できる業者か否かを見極める重要な手段である決算報告書の閲覧が事実上不可能な状況に放置されております。この毎年度の決算報告書を含む変更届及び建設業許可申請書の変更届の提出の徹底がなされるならば建設業許可申請は登録制に規制を緩和しても何ら問題はないと思います。規制緩和を進めるにあたり国民の利益にかなうよう役所の極め細かな対応を切に望みます。

## 行政委員会からの返答

### 的場晴次様

平素から当委員会の業務にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年10月に金沢で開催しました「金沢一日行革委員会」にご参加いただき、貴重なご意見を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

「金沢一日行革委員会」会場におきましてご発言のありました建設業者の決算報告書等の届出の件につきまして、建設省に的場様のご指摘の趣旨を伝え、県における対応状況の確認を依頼したところ、過日、別紙のとおり回答がありましたので、ご連絡いたします。

県・建設省ともに、業者及び行政への指導を今後も引き続き行っていくことですので、ご理解いただければ幸いです。

しかしながら、行政の行う事務・事業につきましては、国民の皆様から常に監視していただくことにより適切な実施が確保されるものと考えます。今後も引き続き行政に対し、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご連絡が大変遅くなつたことにつきまして、お詫び申し上げます。

当委員会は、任期の最終年を迎えるにあたり、国民の皆様のご期待に応えられるよう一層の努力をして参る所存です。今後とも、当委員会の活動にご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成9年1月22日

行革委員会事務局長 田中一昭



## 建設省からの回答

### 1. 石川県の対応状況（建設省が石川県に照会したもの）

石川県においては、

- ・ 建設業者に対し、許可申請時、更新時に変更届義務について教示するほか、許可申請書用紙の販売所にパンフレットを置き、申請用紙購入時に配付することで、変更届の提出が必要である旨を周知
- ・ 変更届を提出していないことを判明した業者については、今後同様の事態が生じることのないよう、厳重注意

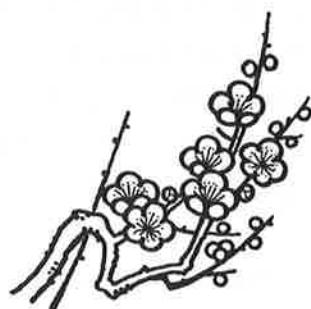
といった対応を行うことにより、変更届の提出の徹底を図っているところ。

なお、隣県である福井県、富山県でも同様の取扱をしている。

### 2. 建設省の対応

変更等届出の提出期限内における提出の励行及び違反した建設業者に対する的確な指導については、平成6年6月29日付けの建設業法の施行通達により各都道府県及び建設業者団体を指導したところであるが、これに加え、平成7年10月16、17日の「都道府県建設業担当主管課長会議」において各許可行政庁に指導を行ったところ。

今後、閲覧制度の利用者から、変更届が提出されていないことによる閲覧の不備に対し苦情が寄せられた場合には、当該建設業者に対し速やかに変更届の提出を求めるなど適切な対応を行うよう、各行政庁を指導する。



支部だより

## 金沢支部

金沢支部 浦 嶋 和 夫

平成8年9月14日(土)午後2時より石川県行政書士会会議室で第4回役員会を開催した。

第1号議案 行政書士制度強調月間の取り組みについては、関係行政機関への強調月間ポスター、掲示プレートの配布、無料相談の実施を行うことが決められた。

第2号議案 金沢支部規則についての中間報告については、法規企画部より支部規則が印刷製本段階にある報告を受けた。できあがりしだい支部会員に配布することが決められた。

第3号議案 行政書士法違反調査については、監察部より県庁での調査、郵便物での調査、個別対面による調査等の中間報告を受けた。

平成8年12月21日(土)午後4時30分より石川県行政書士会会議室で第5回役員会が開催された。

第1号議案 鶴来土木事務所管内にせ行政書士行為についての始末報告については、監察部より当該事項についての全報告がされ今後同者による違反行為が二度とおきないであろうことが付け加えられた。同種事業についての今後の対策について第2号議案で議論されたが、この点については、県行政書士会に、方針を委ねることとなった。

## 金沢支部第3回研修会について

広報部員 河 越 俊 雄

平成8年11月30日(土)労済会館において、金沢支部第3回研修会が開催された。出席会

員は24名であった。

第1部は、石川県経営金融課の黒山実主事を招き、「石川県制度金融の概要」について説明していただいた。ここでは制度金融のしくみやさまざまな制度金融を一覧表にして、その内容を説明していただいた。

第2部は、石川県経営金融課の木谷昇二主事を招き、「中小企業設備近代化資金申請の実務について」説明していただいた。ここでは、融資条件や手続の仕方などを説明していただいた。なお、この融資を受けるための書類はたいへん難しく、中小企業主を悩ませることも多いそうだ。そこで行政書士が、この書類を作成し手続してあげれば、大変喜ばれることと思う。



最後に、(株)金沢コンピュータシステムの芦原氏の協力により、3班に分かれ、実際にパソコンにふれて、経営事項審査の点数計算を行った。また、さらに進み、いかにして経審の点数をあげればよいかというシュミレーションも体験した。

今回の研修は、パソコンの体験という新しいことも取り入れた、大変有意義な研修であったと思う。

日行連だより

## 日行連への要望

### 日行連と各単位会との連絡会

日行連は平成8年度事業の一環として各単位会から建設的意見を聞くための「日行連と各単位会との連絡会」を開催しており、さる平成8年11月15日中部地方協議会でも名古屋クラウンホテルにおいて開催された。

6単位会から各単位会代表者39名が参加した連絡会では各単位会とも「日行連」「日政連」「全業団」への要望事項を事前に準備し日行連執行部の明解な説明を求めた。

「連絡会」では日行連からの説明に先立ち各単位会実態報告から始まった。当会からは宮川総務部長が①会員数、②予算規模、③最近の特徴的活動として他県会視察と県土木部との初懇談会開催について等を報告した。

当会からの要望として「日行連」に対し現在「枚数主義」になっている報酬額形態を実際に合った「件別主義」に改善すべきである。「日政連」に対し今後の「行政書士法改正運動」の方向や内容を提示すべきである。

### 書籍コーナー

下記書籍を当会事務局に揃えましたので、ご利用下さい。

〔株〕大成出版社刊]

あたらしい宅建業免許登録の手続き  
宅地建物取引業法ハンドブック

新しい建設業経営事項審査申請の手引

建設業経営事項審査基準の解説

建設業の許可の手びき

わかりやすい建設業の会計実務

日本行政書士会連合会事務局 業務課 資料

『公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針』について

「全業団」に対し「行政書士賠償責任補償制度」の加入状況やこの制度の積極的意義の宣伝について、の3点について糾した。

住吉日行連会長はじめ執行部の答弁や説明では何れも「積極的意見であり検討する」といった抽象的答弁となるなど事前に要望を提出しているにもかかわらず「要望を伝えるだけ」の感が否めなかった。今後も開催することとなるなら、まずこの点から改善して頂きたいと思う。しかし、これまで単位会が日行連に要望する場合は日行連理事を通じるか日行連総会で質問するのみで単位会の要望が極めて通じにくかったが、今回の「連絡会」の開催により少なくともこれまでより風通しがよくなったといえる。

石川県行政書士会としてはこの「連絡会」を否定的事業ととらえず肯定的事業として今後とも活発化することを切望し、より充実した「会」となるよう協力したいと思う。

なお、出席者は藤井会長、高位・茅野各副会長、宮川総務部長。

### 測量基礎研修会

とき 第1日目 平成9年2月28日(金)

午後1時～午後4時

第2日目 平成9年3月1日(土)

午後1時～午後4時

ところ 労済会館 2階第1研修室

定員 52名 (先着順締切り)

講師 酒谷信嗣会員

主催 石川県行政書士会業務指導部

## 意見箱のコーナー

### 「ワープロ波及の波紋について」

金沢支部 大野勝夫

近年、ワープロ、パソコンの普及と各種様式の市販化に伴い、更に不況の影響もあってか会社、法人の担当者が直接作成する事例が増加しているようである。

この種の傾向は、今後更に増加していくことは必定であり、我々行政書士、司法書士を業とする者には脅威であり、極めて深刻な事態である。

加えて、これに伴う、点検業務等の負担はもとより、我々の生活基盤が脅かされつつあり、又その業務が単なる、申請代理、提出の代行のみに限定されることになる。

機械のお蔭で業務のスピード化と正確性に感謝していたが、逆に自分達の立場が脅かされようとは、想像もしていなかったのではないか。これからの方策の検討が迫られていることを痛感しているこの頃である。

### 「建設業経理事務士検定試験のすすめ」

金沢支部 長永勇

この建設大臣認定の検定試験も、はや第16回を数える。大変盛況で結構ですが行政書士の業務と大変かかわりが深い。この検定は3級や2級もあるが、なんといっても1級を目指とすべきではないだろうか。建設業登録関係や新経審その他1級検定はかなり重要ではないかと思われる。

この検定は建設業簿記とでもいうべきものであるが、基本的には借方、貸方の商業簿記と変りない。特有の勘定科目や完成工事原価計算が随所にでてくる。1級は日商簿記1級

や税理士簿記、財表に近いもので1級がとれれば会計のプロ並である。1級は財務諸表、財務分析、原価計算の3科目で税理士試験のように1科目ずつとて3科目になれば1級合格となる。

1年1科目集中して必ず合格する方法がベターで会計コンサルタントのプロになれるから経営者に信頼され、安定した収入が得られる。また、財務諸表を基礎として財務分析や原価計算はその応用なのでなんとか市場開拓ができそうな気もする。

さらに、商法上の会計調査人資格も1級合格者にしてその資格ありと思われる。税理士会内でも会計調査人になるための選別があるといわれるので、行政書士はそのままでは調査人はまず無理な話です。実力をつけるために2級か、さらには1級めざして辛抱強く頑張るべきで生涯教育やボケ防止にもなると思いますが如何でしょうか。

### 「大蔵省主計局時代の愚感」

七尾支部 塩田義一

私が大蔵省主計局に入省したとき帰省し親戚に報告し、東京へ帰るとき祖父（母の父）が駅まで送ってくれ、その道すがら、多くのことを教えてくれた。すなわち、(1)農道の雑草は人にふみにじられても、たくましく強くいきている。(2)稲穂は実れば実るほど頭を低くたれる。人間もこのように頭を低くすること。(3)実らなかつた稲穂は頭を高くもちあげている。このように頭を高くしたり、鼻にかけることをするな、(4)隣りが貧乏すればガンの味がするといわれているので貧乏だけはするな、などであるが、それが私の人生に対する

## 意見箱のコーナー

る処生訓又は人生の座右の銘となっている。

当時の主計局に予算編成を行うにあたって職員が心得ておくべきものとして次の「予算担当者執務十戒」があった。すなわち、

(1)いばっっちゃいけない — 相手はポストに敬礼だ、心しよう。(2)おこっっちゃいけない — 相手の立場を理解しよう。(3)甘くなっちゃいけない — 相手の要求を見極めよう。(4)上を向いちゃいけない — 相手を説得しよう。(5)辛くなっちゃいけない — 査定はスジを通そう。(6)まるく入れちゃいけない — 査定は積上げよう。(7)独断専行しちゃいけない — 横の連絡・上司の決裁注意しよう。(8)ルーズにしちゃいけない — 念には念を入れ整理しよう。(9)嫌われちゃいけない — 身をつつしもう。(10)遅くなっちゃいけない — 仕事は期日内、時間内、工夫しよう。「健康第一、平常の注意肝要」となっている。

当時の主計局の仕事は激務と過酷な勤務が要請される。すなわち、(1)相手省庁のベテランと互角に話し合える実力を身につけるため人の二倍以上の勉強をしなければならない。(2)人材育成のため、数多くの研修を受講しなければならない。(3)9月から翌年の3月までの予算査定、予算書の作成、法律案の作成、想定問答の作成などに毎日徹夜が続き、家庭をふりかえることができない。(4)職員は国家公務員法に定める国家公務員として中立を守り、国民全体の奉仕者として、予算づくり一筋に生きなければならない。

## 「干支に期待する」

金沢支部 畠 善 昭

年が1年1年過ぎ去り、新しい年を迎える時、人々は新しい年に大きな期待を寄せるものと思う。

昨年は会員の皆様方ご高尚の通り、1月通常国会で緊急経済対策資金、いわゆる住専への6,850億円の税金投入からスタートし、以来、O—157、薬害エイズ問題、大蔵省、通産省、厚生省に及ぶ汚職事件、更には官官接待、カラ出張等大変多くの社会的批判につながる事件が発生した年でございました。

今年に入りました、昨年12月から未だ事件の全容がつかめないペルーでの日本大使館人質事件、又、石川県でも大変大きな経済的ダメージを受けたロシア船ナホトカ号のC重油流出で今でも緊張感が続いています。

今、まさに、政治、経済、社会が歴史的な転換期に入り、新しい21世紀へむけての、これらシステムの再構築を急がれていると思うのは、私だけではないと思います。

今年平成9年度は丁丑（ひのとうし）の干支にあたります。

今日に至るまで日本は2つの大きな経済的ハンディを克服し、今や世界第2位のGDPを誇るまでになりましたが、この2つのハンディはいずれも丑年に発生しました。

第1点は、円高です。昭和24年の丑年に、米国ドッジ政策によって決定した1\$360円が、丁度12年前の昭和60年（丑年）9月22日プラザ合意により1\$ 242円から急激に高くなった訳です。

もう1点はオイルショックです。2度にわたるオイルショックのうち第1次オイル

## 意見箱のコーナー

ショックは昭和48年（丑年）に起こり、無資源国日本に大きな経済的制裁がありました。

このように丑年は、大きなパニックを受けながらも、これらを乗り越えてきた日本、今年は良い意味での転換を丑年に祈りをこめているところです。会員の皆様方のご健康と、ご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

## 「悪夢の小話」

### 金沢支部 山本 権

今から申し上げる事は私の気苦労であれば良いのですが、皆さん一寸考えて見ませんか。

此処40年程の間に世界各国から大気圏に打ち上げられた衛星は何千と有ると思います。さてこの衛星は地球から遠くに行った物も有れば又一定期間周回後地球に帰る物もあります。心配なのは地球に帰らない又常時地球の

外を周っている衛星の事です。1ヶの衛星は重さ何tとか其の数知れず。衛星の重量は合計すれば何千t又は何萬tにもなると思います。これは地球がそれだけ軽くなった事を示すものです。皆さん考えましょう。地球が軽くなったらどうなるかこれが気になります。地球が軽くなれば太陽に近くなるのか遠くなるのか地球と太陽の間に10cmでも遠近の差が生ずれば地球は暑くなるか寒くなるか我々地球上の生物に異状が生ずる事間違いないでしょう。一番大切なのは水です。水の量が地球上から少なくなるか或は蒸発して大地に水気なく地球全部が砂漠化してしまう事です。地球が太陽から離れるか近くなるかの現象です。遠近の現象が表れてはもう遅い。世界の科学者よ、衛星打ち上げには此の事を心して研究してほしい。地球が月の如くなる頃には現代人はもうこの地球に居ない。

## ふるさと再発見

### 自然の恵みに感謝 ー傳燈寺ー

#### 輪島支部 大森 千歌子

自然環境を保護し、水資源の確保を!!と私達の生活を豊かにするために、行政は種々の対策を講じている現況の中で、友達と詣った瑞應山傳燈寺での感激を皆さんにお分けしたいと思います。傳燈寺は金沢市伝灯寺町の緑豊かな山頂にあります。住職の説教の後案内された裏山の弁天窟で、すばらしい況文に出会ったのです。それは弁天像の横に「説えて拝んで下さい。おんそらそばでいえそわか」の立札です。意味のわからぬままに説えて拝んだ。その意味は水を支配し、大切にする者は財に恵まれるとのこと。その時、私の町内

で恵み水の弘法の池に感謝の法要を毎年実施している事も良い事をしているのだと感じ今後も続け自然の恵みの水を大切にしようと決意しました。傳燈寺は1308年に開山され、後醍醐天皇の勅願所であったが、いく度か兵火で焼失する等し1987年に再興された由緒ある寺です。自然に親しむ気持で皆さんも一度お訪ねなさいませんか。

「禅寺に人の誠をただされて吾れの醜い心を洗う」



## 会費の納入のお願い

### 一 事務局一

平成8年度分の会費をまだ納められていない会員の方は早急にお納めいただくようお願い申し上げます。本会の運営がスムーズに進みますようご協力いただきたいと思います。未納の通知が届いている会員の方、お早めに納入下さるようよろしくお願ひ申し上げます。なお当会政治連盟会費も重ねて納入下さいますようお願い申し上げます。何かとご多忙のこととは存じますが下記要領にてよろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

1. 平成8年度会費 金54,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書により納入下さい。
3. お 振 込 先 北国銀行 本多町出張所  
口座番号 普通預金008717  
口座名義 石川県行政書士会

#### 記

1. 日本行政書士政治連盟 平成8年度会費 金 3,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書により納入下さい。
3. お 振 込 先 北国銀行 本多町出張所  
口座番号 普通預金009136  
口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部

## 平成8年度会費未納者

平成9年1月22日現在

	金沢	小松	加賀	七尾	輪島	珠洲
納入者	142名	32名	19名	34名	20名	8名
未納者	14	3	2	6	1	0

平成7年度分会費未納者 2名

## 石坂県議会議員と懇談

総務部長 宮川 外茂次

さる1月14日（火）藤井会長はじめ執行部員7名で石坂修一県議会議員を当会会議室にお迎えし懇談しました。

これは、先の理事会で可決承認した「建設業許可申請関係業務・営業年度終了届出提出の義務化」を県当局に求める諸活動の一環であり、また県下における行政書士会の立場をご理解いただくなきで会員の職域確保並びに行政書士会の社会的地位の向上にむすびつけたいとの願いで開催されたものです。



石坂先生のご挨拶の中で、

- ①役所と市民のパイプ役としての行政書士の職務は重要である。
- ②しかし、まだ行政書士の業務をよく知らないなど市民との直接的繋りがうすい。
- ③広く市民に行政書士業務のことを宣伝し、
- ④県当局（県議会を含む）に対し、行政書士会や会員の要望を繰り返し伝えないと改善されない。
- ⑤同時に、地方分権の流れのなかで行政書士に期待される役割は必ず増えると思う。

と話されました。

このあと当会からは当会を取り巻く状況（行政書士法改正の動きや建設業法と県当局の実務処理等についてその他）を事例や法文を交えて説明し、石坂先生からは政治信念やこれまでの活動、今後のあるべき政治家像などを話され誠実な先生の人柄が表れる貴重な話を聞きることができました。

2時間にも及ぶ懇談の最後に石坂先生は、「私はこれまで国会議員秘書、金沢市議会議員、県議会議員と3つのセクションの活動を経験してきました。このことにより多数の課題にふれる事ができましたし、今も国県市の区別なく皆様の相談にのっています。今回も藤井会長をはじめとした行政書士会と会員各位の様々な問題を一緒に考え改善できればと思っています。本日の話を含め今後とも協調して各種改善に取り組みましょう。」と当会に対して大変強力な応援の約束を頂き藤井会長と固い握手で懇談が終了しました。

なお、出席者は藤井会長、高位・辻口・茅野副会長、宮川総務部長、重森監察部長、京念業務指導副部長でした。



## 会務報告

### 第3回理事会（支部長会合同）開催

さる12月11日（水）午後1時30分から第3回理事会が理事会構成員22名中16名の出席（支部長会3名含まず）で開催されました。

理事会では報告事項として最大イベントである「行政書士制度強調月間」での諸行事について重森監察部長並びに宮本広報部長から総括報告がされたほか他県行政書士会視察報告など7議案が報告され質問等の後全会一致承認されました。つづいて、審議事項では昨年6月の日行連総会において日行連会費の改定が決められたことを受けた当会の予算執行その他による予算の補正が茅野経理部長から提案されました。この補正是総収入および総支出にかかる補正でもなく、今年度総会において事前に報告されていた事項でもあるため特段の異議なく可決承認されました。むしろ関連して、従来まったくなされなかった期中の予算執行報告が11月分まで為されていることについて高く評価されていました。この他2議案および協議事項1議案についても提案通り承認可決しました。なお、主な報告、審議事項は下記のとおりです。

#### ・報告事項

- ①「行政書士制度強調月間」諸行事の総括
- ②石川県士業団体協議会設立総会について
- ③他県行政書士会視察報告
- ④11月までの予算執行報告

#### ・審議事項

- ①補正予算提案  
別記のとおり
- ②会費未納会員への対応について

#### ・特別決議

建設業許可申請関連業務における「営業年度終了届（変更届）」を業法遵守および消費者への利便供与（より正確な情報提供）の立場から県当局が毎年提出を義務付けるよう改善を求める。

なお、上記事項につき対県交渉並びに石川県議会議員に対しても様々な取組みを進めたことを承認しました。

また、合同開催の浦島支部長会長から各支部の活動状況について報告する旨発言があり、浦島金沢支部長から「にせ行政書士業務者に対する取組みとその成果」、太田七尾支部長から「今年度の充実した支部研修会活動」、北山輪島支部長から「支部研修会講師との懇親と業務の弾力化」が報告され、理事会から活発な支部活動に賛辞が送られた。



森 喜郎衆議院議員と共に（国会議事堂内）

予算書抜粋

支 出 の 部					
項	目	予 算 額	増 減 額	補 正 後 予 算 額	摘 要
4. 一 般 事務費		6,020,000	130,000	6,150,000	
	(6)慶弔費	120,000	130,000	250,000	支出増
6. 負担金		2,626,000	760,000	3,386,000	
	(1)日行連 会 費	2,352,000	760,000	3,112,000	会 費 値上げ
10. 予備費		1,299,397	△890,000	409,397	
	(1)予備費	1,299,397	△890,000	409,397	



1月2日知事ご夫妻をかこんで 新年互礼会

## 会務日誌

11月 1日	(社)全日本不動産協会石川県本部設立総会	1名
1日	会長来局執務	
7日	全国担当者業務研修会（運輸交通部・社労税務経営部合同）	1名
8日	"	
13日	税理士による消費税フォーラム（金沢市民芸術ホール）	
13日	石川県土業団体協議会準備会	1名
14日	会長来局執務	
15日	日行連と中地協各単位会との連絡会（名古屋クラウンホテル）	4名
18日	衛星通信研修会（税理士会館）	1名
26日	全国担当者業務研修会（農林建設・国際合同）	1名
27日	"	
28日	石川県土業団体協議会設立総会（ホリデイン金沢）	16名
12月 4日	県総務課訪問	2名
11日	部長会（本会会議室）	9名
"	理事・支部長合同会議（本会会議室）	18名
27日	会長来局執務	
"	新入会員登録証書伝達	1名
28日	仕事納め	
平成9年		
1月 2日	新年互礼会（ニューグランドホテル）	7名
6日	仕事始め	
14日	★建設業許可申請関係業務の取扱改善要望での県への陳情行動等について（本会会議室）	8名
17日	広報部会（本会会議室）	5名
22日	監理課折衝担当者会議（本会会議室）	
"	石川県土業団体協議会定例会（石川県厚生年金会館）	3名
"	日行連理事会（日行連会議室）	1名
"	日行連総務部会（日行連会議室）	1名
23日	日行連・日政連新年賀詞交歓会（キャピトル東急ホテル）	4名
25日	広報部会（本会会議室）	5名
30日	座談会「これからの行政書士」 (ホテルアソシア名古屋ターミナルホテル)	1名

新規登録入会者（2名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事 務 所	電話番号
平成 8.12.12	七 尾	新保 康彦	七尾市小島町西部第2土地区画 27街区7番	(0767)52-6130
平成 9.1.14	金 沢	佐伯 啓	金沢市御所町1丁目 327番地	(0762)52-2367

登録事項変更（3名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事 務 所 ・ 住 所	電話番号
平成 8.11.28	金 沢	片山 義宏	(事) 金沢市間明町2丁目 335番地	(0762)91-8616
平成 8.11.28	小 松	高岡 清	(事) 小松市園町ホ 167番地 1	(0761)24-3383
			(住) 小松市白江町タ91番地	(0761)21-9190
平成 8.11.28	金 沢	西山 忠	(事) 金沢市間明町2丁目 335番地	(0762)91-8626

**編集後記**

今年一番の寒波到来、今冬はじめて氷点下を記録し、久しぶりの交通渋滞に遭遇した。今冬は、大雪になるとかならないとか、まあ過ごし易い冬だろう。

しかし厄介な“ナホトカ号”には憤りを感じる。沿岸の重油回収作業には漁業関係者のみならず、おおくのボランティアが連日奉仕している姿には頭がさがる思いだ。自然の汚染回復、そして生物が完全に元通りに生き返るにはどれだけの月日を要することだろう。

明るいニュースの少ない年明けでしたが、本年も皆様の貴重な情報、お待ちしています。

(M. K)

会報いしかわ第21号

発行日 平成9年2月25日

発行人 会長 藤井國穂・広報部長 宮本幸子

発行所 石川県行政書士会

〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 M R O別館3階

TEL(0762) 65-5551・FAX(0762) 32-3052

